

久慈市第二体育館利用料金表（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

区 分				9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	12時から 22時まで	9時から 22時まで
貸切利用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	幼児、児童 及び生徒	2分の1面	円 720	円 1,080	円 1,460	円 1,830	円 2,180	円 2,920
			全面	1,080	1,620	2,190	2,740	3,270	4,380
		一般	2分の1面	1,460	2,180	2,920	3,670	4,400	5,870
			全面	2,190	3,270	4,380	5,500	6,600	8,800
	その他の催 しに利用す る場合	2分の1面		2,920	4,400	5,870	7,340	8,810	11,750
		全面		4,380	6,600	8,800	11,010	13,210	17,620
個人利用	児童及び生徒			1回につき30円					
	一般			1回につき60円					
附帯設備	放送設備			1式1回につき330円					
	シャワー室			1式1回につき40円					
	ストーブ			1個1回につき110円（但し、燃料は利用者負担とする。）					
	電源			1個1時間までごとに60円					
体育器具	区分				児童及び中学校生徒	高校生	一般		
	バスケットボール	ゴール	1式1回につき	60円	80円	110円			
	バレーボール	支柱、ネット	1式1回につき	60円	80円	110円			
	卓球	卓球台、支柱、ネット	1式1回につき	30円	40円	60円			
	バドミントン	支柱、ネット	1式1回につき	20円	30円	40円			
	柔道	畳	1畳1回につき	20円	20円	20円			

備考

- 貸切利用の利用料金は、体育室の2分の1を単位に適用するものとする。
- 貸切利用において、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料は、この表に定める利用料の額の3倍に相当する額とする。
- 9時前に利用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超えて利用する場合の利用料は、その超える時間30分ごとに、720円とする。